

## 計画策定の背景

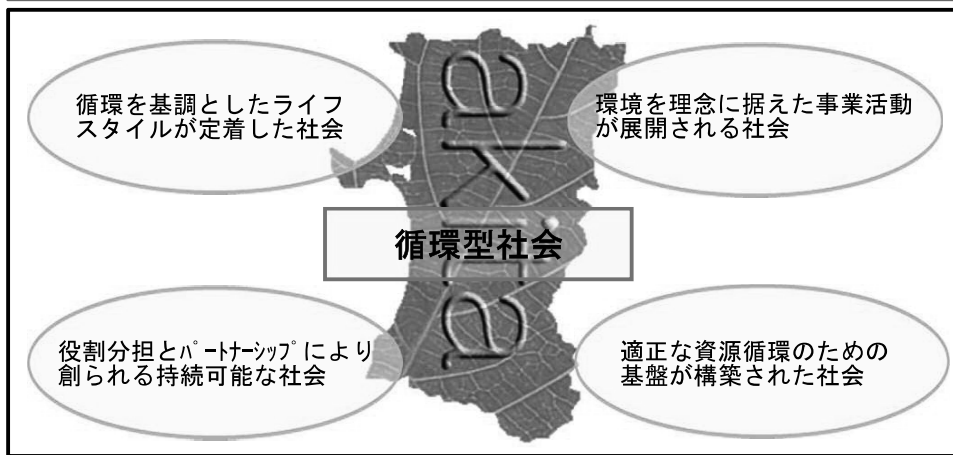
- 国は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを旨とし、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、これに基づき「循環型社会形成推進基本計画」を策定している。
- 県は、国の動向を踏まえて「秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環型社会の構築に向けた各種施策を進めている。その結果、県内において廃棄物の最終処分量が減少するとともに、資源の循環利用が進んでいる。
- しかしながら、社会情勢の変化などにより、廃棄物等の発生量が増加しており、引き続き廃棄物の3R（Reduce リデュース、Reuse リユース、Recycle リサイクル）を進めていく必要がある。また、東日本大震災の教訓を踏まえた災害廃棄物処理体制の構築や、人口減少社会を見据えた廃棄物処理の広域化など新たな課題への対応が求められている。

## 計画の趣旨と期間

- 循環型社会の構築を目指し、資源の有効活用や廃棄物の3R、適正処理に関する各分野の個別政策を総合的かつ計画的に実施していくための基本計画
- 根拠法令
  - 循環型社会形成推進基本法 第10条
  - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第5条の5第1項
- 計画期間：平成28年度から32年度までの5年間

## 本県が目指す循環型社会の姿

基本理念 「全員参加で環境と経済が好循環した持続可能な社会の構築」



## 循環型社会の形成に向けた施策の方向

【循環型社会形成に関する基本目標】 ○循環利用率：13%

基本目標の達成に向けて

### 【一般廃棄物に関する数値目標】

- 1人1日当たりごみ排出量：940g
- 最終処分量：3万3千トン

### 【産業廃棄物に関する数値目標】

- 排出量：226万トン
- 最終処分量：29万5千トン

数値目標等の達成に向けて全ての主体が一体となって取り組む施策の方向

### 施策1 3Rの推進と地域循環圏（※1）の形成

- 生活系ごみのさらなる減量化の推進
- 3Rの推進に向けた分別収集の促進
- 事業系ごみの排出量の削減に向けた取組の推進
- 下水道汚泥の利活用の促進
- 林地残材等、未利用バイオマスの利活用の推進

※1「地域循環圏」とは、地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であることから、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させるという考え方。

### 施策2 循環型社会ビジネス（※2）の振興

- 廃棄物の3Rを意識した事業の推進
- 認定リサイクル製品の普及
- リサイクル資源の確保に向けた取組の推進
- 持続可能なリサイクルシステム構築に向けた取組の推進

※2「循環型社会ビジネス」とは、廃棄物等の発生抑制、循環資源の利用などの取組により、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会の構築に貢献するビジネスの総称。

### 施策3 廃棄物の適正処理の推進

- 不法投棄の未然防止に向けた啓発活動
- 人口減少社会を見据えた廃棄物処理の広域化及び適正処理の確保
- PCB、水銀廃棄物などの有害廃棄物の適正処理に向けた取組
- 関係機関との連携に向けた不適正処理事案への対応
- 東日本大震災の知見を踏まえた災害廃棄物処理に関する計画の策定

## 計画の進行管理

- 各主体の役割を示し、毎年度、各施策の実施状況を確認しながら、計画の推進を図る。